

呉羽中学校いじめ防止基本方針

令和6年12月

富山市立 呉羽 中学校

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 いじめの防止等の対策の基本方針		
(1) いじめの防止等の対策の基本理念	・・・・・・・・・・・・	1
(2) いじめの定義	・・・・・・・・・・・・	1
(3) いじめの防止等の対策の責務	・・・・・・・・・・・・	3
(4) いじめの理解	・・・・・・・・・・・・	3
2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み		
(1) いじめの防止	・・・・・・・・・・・・	4
(2) いじめの早期発見	・・・・・・・・・・・・	4
(3) いじめへの対応	・・・・・・・・・・・・	4
3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み		
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	・・・・・・・・・・・・	7
(2) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置	・・・・・・・・・・・・	7
4 重大事態への対処		
(1) 重大事態の発生と調査	・・・・・・・・・・・・	8
(2) 調査結果の提供及び報告	・・・・・・・・・・・・	11
5 いじめ防止に関するその他の事項		
(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について	・・・・・・・・	12
(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について	・・・・	12
(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について	・・・・・・・・	12
(4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて	・・・・・・・・	12
6 いじめが起こったときの組織的対応の流れ	・・・・・・・・	13
7 教育相談アンケート年間計画	・・・・・・・・	17

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立呉羽中学校は、生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「呉羽中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめの防止等の対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒にかかわる問題であるという認識に立ち、生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを生徒が十分理解できるようを行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条。以下、枠内は法の条文。)

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。

- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど

（「いじめ防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改訂）＞を参照。以下「国の方針」という。）

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒およびその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態

とは、謝罪をもってのものではあります。被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

(3) いじめの防止等の対策の責務

- ① 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。
- ② 保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めます。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。さらに、保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

2 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめの防止

① 学校の教育活動を通した取り組み

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見

① 学校の教育活動を通した取り組み

- ・ 休み時間や放課後の生徒の様子、はばたき等での生徒との日常のやりとり、個人面談等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守ります。
- ・ いじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 学期に2回程度の教育相談アンケートや学期毎の定期教育相談、年2回のQU調査、必要に応じた緊急の教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめへの対応

① いじめの認知後の対処等

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校組織」という。)に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じます。
- ・ いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際にはいじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- ・ いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ・ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
- ・ 法第23条第2項により、市教育委員会が学校からいじめについての報告を受けた場合は、市教育委員会は当該学校に対して、緊急の相談員の派遣等必要な支援を行うとともに、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じます。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒支援委員会(緊急対策委員会)」で直ちに情報を共有し、必要に応じて「校内いじめ防止委員会」と連携しながら組織的に対応します。

※参照①【図1　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

② いじめ解消に向けた取り組み

- ・ いじめられていた生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた児童生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会・生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ・ いじめを見ていた児童生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらせさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ・ 生徒が、児童会・生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。

③ インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。
- ・ S N S を利用した加害者が不明のいじめと思われる情報等を入手した場合、被害者やその保護者は、発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第二百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めることがあります。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・ 生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、

地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。

3 いじめの防止等の対策の学校の取り組み

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ① 各小・中学校は、国の方針、「富山市いじめ防止基本方針」を参考にして、いじめ防止等の取り組みの基本的な方向や取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める必要があります。
- ② 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等対策等、いじめ問題の全体に係る内容であり、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たものであることが大切です。
- ③ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや、その他の方法によって、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにしておき、その内容を必ず入学式や各年度当初に、生徒、保護者、関係機関等に説明することが必要です。

(2) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことを明示したものです。

学校組織の役割の例として、

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ・ 生徒に対して、いじめの相談・通報の窓口として、相談の機会を積極的に紹介したり、自分で抱え込むことなく、相談することの大切さを伝えたりする役割。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・ いじめに係る情報があった時に、特定の教職員のみで判断や対応をせず、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有と関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制と対応方針の決定と保護者の連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。等があります。

なお、各小・中学校においては、生徒指導上の課題に組織的に対応するため、「生徒指導委員会」「いじめ対策委員会」等の組織を従来から設置しており、こうした既存の組織を活用・充実させて、法律に基づく当該組織として機能させることも考えられます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示 ○ 生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合
○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等
- 第2号の例示 ○ 年間30日以上の欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連續して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。
- ※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」
(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告（法第30条第1項）

学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査

- 市教育委員会は、学校から重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※ 「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」(国の方針より)

④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

- 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- 市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。
- 市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認める

ときは、臨時委員を置くこととします。

- ・ 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。
- ・ いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もあります。

⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・ 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- ・ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・ 調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様相であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。
- ・ 調査の実施は被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める必要があります。
- ・ 被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要があります。
- ・ 加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要があります。
- ・ 市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実にしつかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。
- ・ 法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要があります。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、い

じめ行為を止めます。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・ 調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者と確認します。
- ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を広告します。また、その際に、生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
- ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・ 加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをし

たことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

- ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
- ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。

② 調査結果の報告

- ・ 調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。
(※ 教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害生徒とその保護者に伝えます。)

5 いじめ防止に関するその他の事項

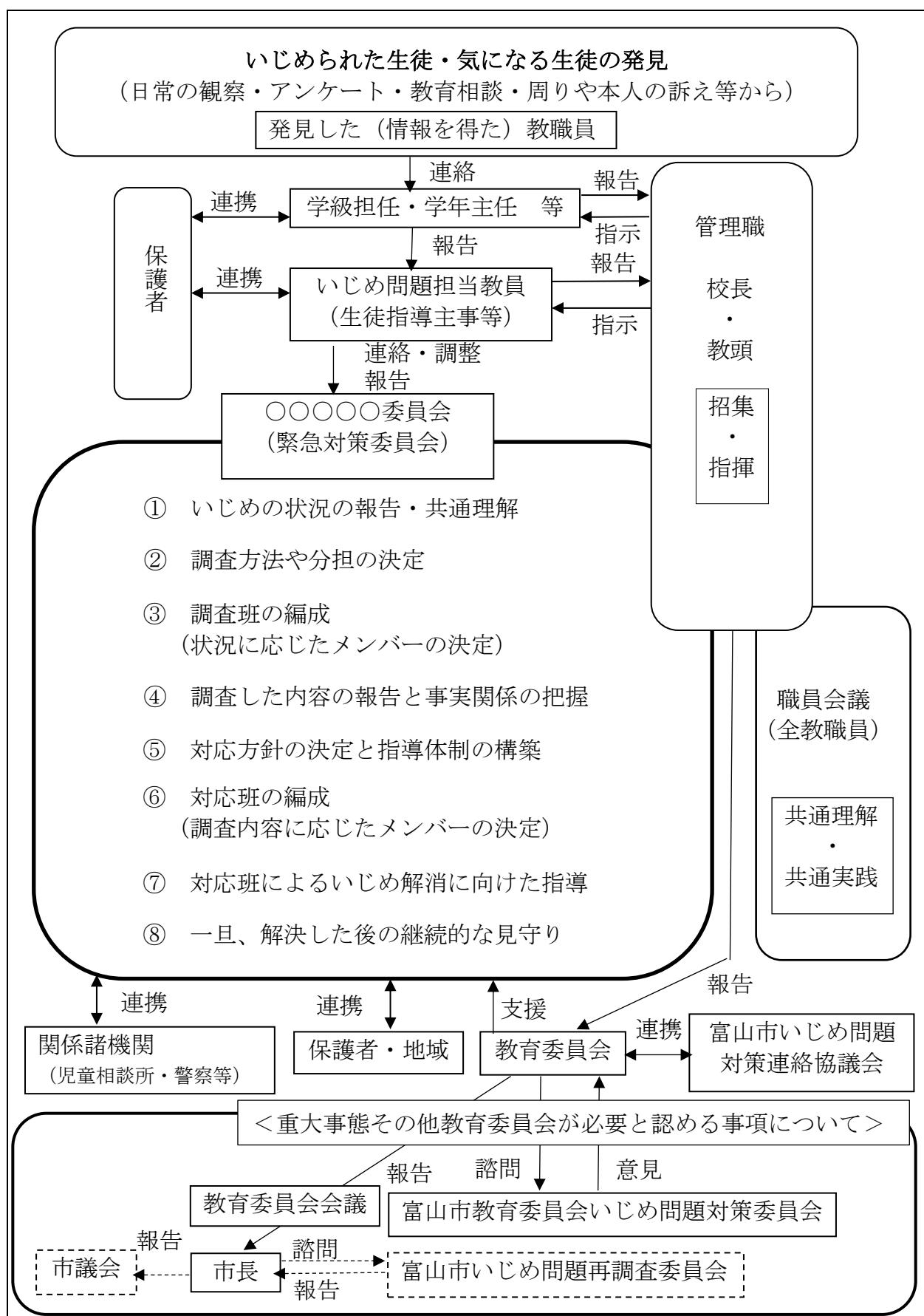
- (1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について（法第14条第1項関係）
 - ① 学校教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとします。
 - ② 協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映していきます。
- (2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について（法第14条第3項関係）
学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、法第1条に規定するいじめ防止等の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。
- (3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について（法第30条第2項関係）
学識経験のある者その他市長が必要と認める者による「富山市いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議するものとします。
- (4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「富山市いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとします。

- ① 平成25年 3月制定
- ② 平成27年 3月改定
- ③ 平成29年10月改定
- ④ 令和5年 8月改定

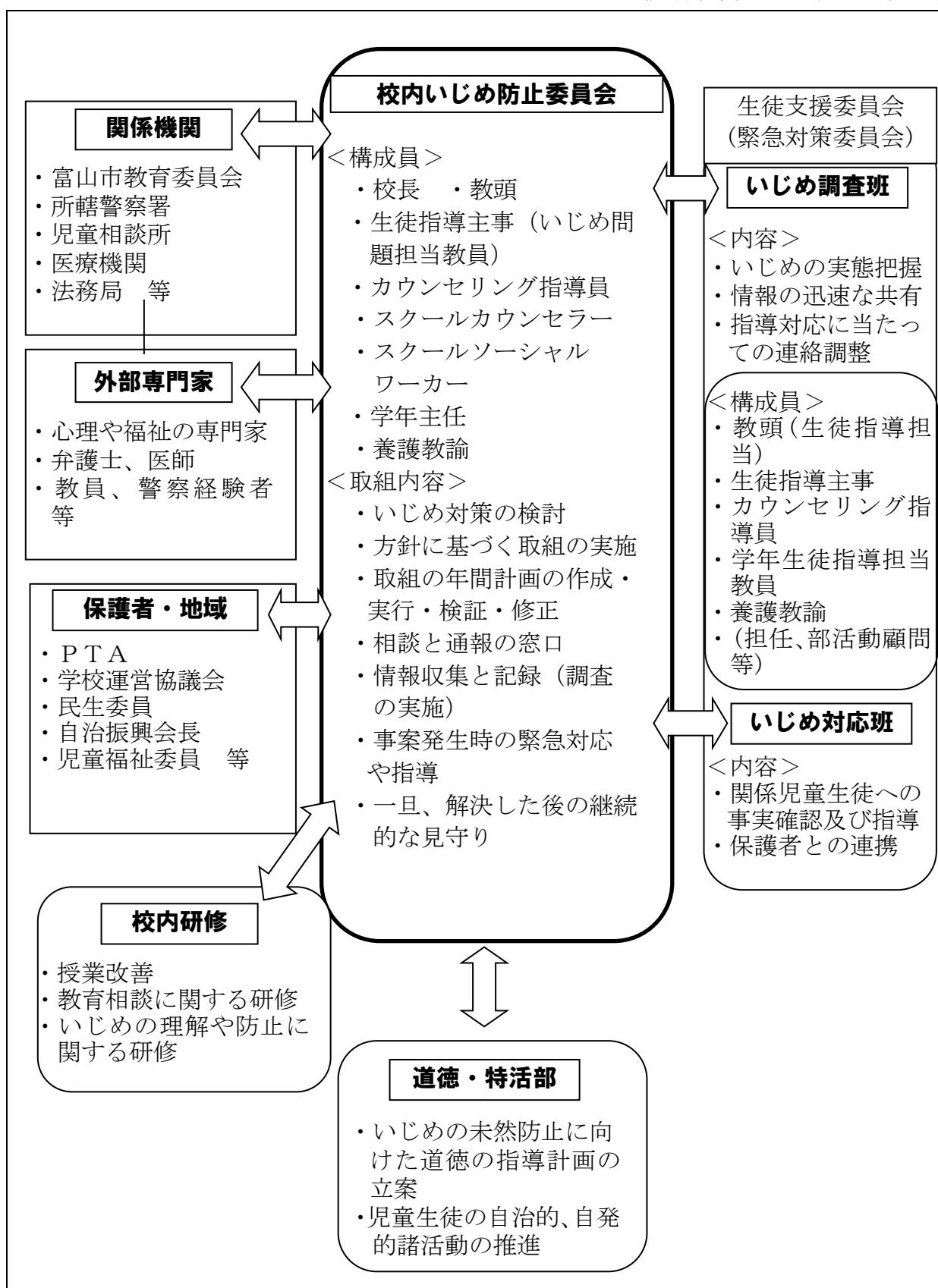
6 いじめが起きたときの組織的対応の流れ

(富山市いじめ防止基本方針)



【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)(呉羽中学校いじめ防止基本方針)



【表1 校内いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校 長	池淵 直人	総 括		
教 頭	伊勢威知郎	調査班		
教 頭	柴垣真美子		対応班	
生徒指導主事	鶴見 淳	調査班	対応班	
カウンセリング 指導員	沢田 恒子	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	山崎恵理子			
スクールソーシャル ワーカー	宮舟 貴子			
学年主任	1学年 川田あゆみ 2学年 岩崎 千夏 3学年 山本 淳	調査班	対応班	
養護教諭	渡辺 克美	調査班		
担任等関係教員		調査班	対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	
校内委員会等	校内いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	事案発生時、生徒支援委員会 (緊急対策委員会) の実施				
未然防止への取組	いじめ実態把握調査		PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会①	
早期発見への取組		①学級・学年づくり 人間関係づくり (修学旅行等)		人権に関する取組 (各学期1回)		
	教育相談アンケート・Google フォームを使った教育相談 (各学期2回程度・随時)					
校内委員会等		教育相談週間	Q-U調査の実施			
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・藤ヶ丘祭等)					
早期発見への取組	人権に関する取組 (各学期1回)					
	校内いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し					
校内委員会等	事案発生時、生徒支援委員会 (緊急対策委員会) の実施			いじめ問題に関する職員研修会②		
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・藤ヶ丘祭等)					
早期発見への取組	人権に関する取組 (各学期1回)					
	道徳・特別活動 計画へ生かす					
校内委員会等	教育相談アンケート・Google フォームを使った教育相談 (各学期2回程度・随時)					
未然防止への取組	教育相談週間		Q-U調査の実施			
早期発見への取組		教育相談週間		保護者 学校評価アンケート		

7 教育相談アンケート年間計画

- 教育相談アンケートと生活アンケート、共通の調査用紙を使用して行います。
- 年間の計画案

教育相談アンケート 6 回・定期教育相談 3 回・QU 調査 2 回

必要に応じて教育相談アンケートの回数を変更します。

	教育相談アンケート	定期教育相談・QU
1 学期	第 1 回 5 月 20 日～5 月 24 日 第 2 回 7 月 8 日～7 月 12 日	定期教育相談 5 月 24 日～5 月 30 日 QU 調査 1 回目 6 月 3 日～6 月 7 日
2 学期	第 3 回 9 月 2 日～9 月 6 日 第 4 回 10 月 22 日～10 月 24 日	定期教育相談 10 月 25 日～10 月 31 日 QU 調査 2 回目 11 月 1 日～11 月 8 日
3 学期	第 5 回 1 月 8 日～1 月 15 日 第 6 回 2 月 17 日～2 月 21 日	定期教育相談 1 月 16 日～1 月 22 日